

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問7（個）第2号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年12月30日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、「〇〇警視正の懲戒処分につき私が関係した事案であることがわかる情報」の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書（以下「本件請求情報」という。）について、作成又は取得していないとして、法第82条第2項の規定により、不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年1月21日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和7年1月23日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書においておおむね次のとおり主張している。

本件処分は不作為であるから、法第82条第2項の規定に違反しており、違法である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 処分の内容

〇〇警視正に対する懲戒処分に関し、保有する行政文書を確認するも、審査請求人に係る保有個人情報とは認められないことから、本件処分を行い審査請求人に通知した。

(2) 弁明の理由

ア 当該懲戒処分について

当該懲戒処分は、〇〇である。

なお、〇〇に審査請求人は含まれない。

イ 対象行政文書について

当該懲戒処分に関して、当県が保有する行政文書を特定したが、審査請求人に係る保有個人情報は認められない。

ウ 本件処分とした理由

本件請求については、前記のとおり、審査請求人に係る保有個人情報は認められないことから、本件処分を決定し、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人は、当該懲戒処分が自身の関係する事案に基づくとして開示請求を行っているものと認められるが、当該懲戒処分の理由は、〇〇に基づくものであり、その〇〇は審査請求人ではなく、審査請求人に係る保有個人情報が記載された行政文書は作成されていないことから、審査請求人の当該主張は認められない。

よって、本件審査請求は却下すべきである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、「〇〇警視正の懲戒処分につき審査請求人が関係した事案であることがわかる情報」の開示を請求したものである。

これに対し、実施機関は、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとして本件処分を行ったものであることから、

以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

実施機関は開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、法第82条第2項の規定により、開示しない旨の決定をし、開示請求者に通知しなければならないとされており、「全部を開示しないとき」とは、法第81条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含むものとされている。

法第81条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

自己情報開示請求に対しては、当該自己情報開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、保有個人情報が存在している場合にあっては開示又は不開示を回答し、存在しない場合にあっては存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、保有個人情報の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで法第78条第1項各号の不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがあり得る。

このため、法第81条は、対象となる保有個人情報の存否を明らかにしないで、自己情報開示請求を拒否できる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件処分の妥当性について

本件請求情報は、警視正の階級にあるとする特定個人の懲戒処分について審査請求人が関係したことが分かる保有個人情報が記載された行政文書である。そうすると、本件請求情報の存否を明らかにすると、「特定個人に対する懲戒処分」を行った事実の有無及びこれに関する調査を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を答えることと同じことになると認められる。

この場合において、本件存否情報が法上の不開示情報に該当するときは、本件請求情報の存否を明らかにすることにより不開示情報を開示す

ることとなることから、以下、本件存否情報が法上の不開示情報に該当するか否かについて検討する。

まず、本件存否情報は、特定個人の懲戒処分に関する情報であり、法第78条第1項第2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであると認められる。

次に、本件存否情報が法第78条第1項第2号ただし書の規定により不開示情報から除かれる情報に該当するか検討する。

審査会から実施機関に対し、実施機関の職員に対する懲戒処分等に係る公表基準について確認したところ、次のとおりであった。

職員の懲戒処分に関しては、「懲戒処分の発表の指針」の改正について（通達）（平成16年4月20日付け広監第556号。以下「指針改正通達」という。）を踏まえ、事案概要、処分の年月日及び内容等について発表している。

職員の懲戒処分に関する情報を公開する際は、当該職員の

- ・ 所属（「警察本部」又は「警察署」のみで具体的な所属名は公表しない）
- ・ 階級及び年齢

を公表している。

懲戒処分を受けた職員が個人として特定される形で公表することはない。

また、審査会において、指針改正通達及び同通達において改正後のものとして示されている懲戒処分の発表の指針の内容を見分したところ、同指針では、「懲戒処分の発表は、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとする。この場合においては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。」と記載されていた。

これらのことを踏まえると、実施機関においては、職員に対する懲戒処分等の情報を特定の個人が識別できる形で公にしているとはいえないことから、本件存否情報は法第78条第1項第2号イの法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、またその内容及び性質から同号ロに該当す

ると認めるべき事情も存在しない。

また、警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項において、「都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（以下「地方警務官」という。）は、一般職の国家公務員とする。」と規定されていることから、警視正の階級にあるとする特定個人は国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員であり、法第78条第1項第2号ハに規定する公務員等に該当する。しかしながら、公務員等の処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報は、同号ハで規定する職務の遂行に係る情報には当たらない。

したがって、本件請求については、本件請求情報が存在するか否かを答えるだけで、法第78条第1項第2号の不開示情報を開示することになるため、本来、法第81条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、本件処分においては、実施機関は、本件請求情報の存否を明らかにしており、このような場合においては、本件処分を取り消して改めて法第81条の規定を適用する意味はなく、本件請求情報を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

以上のことから、実施機関が、本件請求情報について不存在であることを理由に不開示とした決定は、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年5月8日	・ 諮問を受けた。
令和8年2月26日 (令和7年度第11回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年3月24日 (令和7年度第12回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年4月30日 (令和8年度第1回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

岩 本 瑞 穂	弁 護 士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授